

令和2年5月発行 No.25

編集・発行 水土里ネット北条砂丘（北条砂丘土地改良区）
〒689-2105 鳥取県東伯郡北栄町下神1108-1
TEL (0858)36-2004 FAX (0858)36-2620
<http://www5.torichu.ne.jp/~h-sakyu/>

第69回 通常総代会挨拶



理事長 青亀 恵一

皆さんこんにちは。

本日、総代会を開催させていただきましたところ、多数御出席いただきありがとうございます。今回は、新型コロナウイルス感染症のまん延による対応処置として、書面議決も可能という形で開催いたします。

また、御来賓として、北栄町長松本昭夫様、鳥取県土地改良事業団体連合会の倉吉事務所長の池口様をお迎えする予定でしたが、開催規模縮小の対応として出席を御遠慮いただきました。

特別功労表彰の松本真一様におかれましては、昨年末にお亡くなりになり、御遺族の代理受賞を計画しておりましたが、この点につきましても、当該地区の理事に代理で受け取っていただく措置をとりました。御了解いただきますようお願いいたします。

さて、昨今の農業の後継者不足に起因する数々の農業問題が当団体の運営にも大きな影響を及ぼしつつあることは、昨年にもお話しさせていただきました。遊休農地の増加、農地の相続放棄、賦課金の滞納問題などがあります。

さらには、当施設あるいは設備・機器類の老朽化も今後の大きな課題となっております。

施設・設備等につきましては、適宜点検・修理等により、機能を維持してきていますが、耐用年数を過ぎたものにつきましては何とか使えるものの、いつ大きなトラブルが発生し、故障が起きてもおかしくない状況であるとも言えます。

軽微なものについては即対応で対処できるものもありますが、やはり設備・機器類の適宜更新を計画していく必要があるとも考えております。

現在、国の予算の支援を頂いて、設備・機器類の機能診断を行っており、令和2年度でその結果がわかります。

その後は、本格的に更新計画を具現化すべく努力が必要となってまいります。大きな支出が予想されます。今後の農業情勢を勘案しながら、国等の補助金等を適宜活用し、更新していくためには、地元の負担も必要にならうかと思われま。

この件につきましては、再来年度以降の計画検討になりますが、現時点ではそのようなこともあるということをお承知していただきたいと思っております。

また、全国的に組合員の減少により、土地改良区の運営が難しくなっており、平成31年4月1日施行の土地改良法では、大幅な変更がなされました。

土地改良法のいろいろな規定が緩和されておりますが、今回の総代会では定款等の重大な変更を審議していただくこととなります。

昨年の総代会でもお話しさせていただきましたが、現在の総代の定数は65名ですが、地域性を勘案しながら検討を進めて、40名程度であれば十分ではないかとの検討結果でございます。

この件につきましても、御理解いただきますようお願いいたします。

北栄町の主産業であります農業、砂丘地農業をしっかりと守り振興していくためには、当団体の健全運営は不可欠ですので、今後も一層の経営努力をさせていただきます。

今回の総代会では、平成30年度の事業報告並びに収支決算等、令和元年度の補正予算、また、令和2年度の事業計画並びに収支予算等、計27議案を提案しております。

慎重に御審議していただき、全議案とも原案どおり可決していただきますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

よろしく申し上げます。

第69回 通常総代会開催



令和2年3月18日午後1時30分より、北栄町中央公民館の2階講堂において、第69回通常総代会を開催しました。

今回は、新型コロナウイルス感染予防のため書面議決を認め、総代49人(現在員数60人、出席率81%)の出席を頂き、議長には北栄町江北の榊田文明総代が選出され、提出された27議案を原案どおり可決決定し閉会しました。

なお、提出議案のうち平成30年度決算及び令和2年度予算の概要は下記のとおりです。

※令和元年度決算は確定していますが、内部監査と総代会の承認を受けていませんので、次号で報告します。

《平成30年度 一般会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 組合費	91,522,879円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	5,170,130	町補助金
3 財産収入	3,370	預金利子
4 使用料及び手数料	274,562	施設使用料、手数料
5 繰入金	6,391,295	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	0	
7 雑収入	4,130,385	過年度未収賦課金等
8 維持管理適正化事業	9,234,000	県土連事業交付金
9 繰越金	853,871	前年度繰越金
10 繰替運用	22,800,000	
合計	140,380,492	

(支出)

科目	決算額	付記
1 事務費	38,433,568円	事務費、総代会費他
2 事業費	13,358,280	維持管理適正化事業他
3 負担金	21,000	県土連負担金他
4 維持管理費	25,508,942	揚水管理費他
5 償還金及び利子	34,056,586	畑総事業償還金
6 繰出金	4,000,000	職員退職給与引当金
7 諸費	219,165	賦課金徴収手数料他
8 予備費	0	
9 繰替運用	22,800,000	
合計	138,397,541	

差引残額 1,982,951円は翌年度へ繰越

《平成30年度 決済金特別会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 決済金	192,734円	農地転用地区除外他
2 雑収入	18,412	預金利子
3 繰越金	78,399,016	前年度繰越金
4 繰替運用	22,800,000	
合計	101,410,162	

(支出)

科目	決算額	付記
1 繰出金	3,891,295円	経常費他
2 繰越金	74,718,867	次年度繰越金
3 繰替運用	22,800,000	
合計	101,410,162	

《平成30年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 一般会計繰入金	4,000,000円	
2 雑収入	38,671	預金利子
3 繰越金	33,186,133	前年度繰越金
合計	37,224,804	

(支出)

科目	決算額	付記
1 退職給与金	896,000円	
2 繰越金	36,328,804	次年度繰越金
合計	37,224,804	

《平成30年度 太陽光発電施設管理運用特別会計決算》

(収入)

科目	決算額	付記
1 売電収入	2,406,000円	
2 雑収入	1,212	預金利子
3 繰越金	6,913,122	前年度繰越金
合計	9,320,334	

(支出)

科目	決算額	付記
1 繰出金	2,500,000円	電力費に充当
2 繰越金	6,820,334	次年度繰越金
合計	9,320,334	

《平成30年度 財産目録》

平成31年3月31日調整

摘要	金額
【資産】	円
流動資産	<u>13,930,538</u>
（1）預金	1,982,951
（2）未収賦課金	11,947,587
特定資産	<u>117,868,005</u>
（1）決済金積立金見返預金	74,718,867
（2）職員退職給与積立金見返預金	36,328,804
（3）太陽光発電施設管理運用積立金見返預金	6,820,334
基本財産	<u>8,000</u>
（1）鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
修理資材	<u>2,036,282</u>
固定資産	
宅地（改良区事務所敷地）	2,032㎡
ため池・水槽（下神、由良西浜、江北）	6,956㎡
雑種地（揚水機場用地・ボックス等）	9,049㎡
山林・田・畑	2,455㎡
道路	382,435㎡
水路	6,304㎡
電磁弁用地	1,955㎡
資産合計	133,842,825円

摘要	金額
【負債】	円
長期負債	<u>49,917,644</u>
（1）日本政策金融公庫（畑地帯総合整備事業）	49,917,644
積立金	<u>117,868,005</u>
（1）決済金積立金	74,718,867
（2）職員退職給与引当金積立金	36,328,804
（3）太陽光発電施設管理運用積立金	6,820,334
負債合計	167,785,649円

《令和2年度 一般会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 組合費	78,865千円	経常賦課金、特別賦課金
2 助成金	8,318	町補助金
3 財産収入	1	預金利子
4 使用料及び手数料	93	土地使用料、手数料他
5 繰入金	8,644	特別会計から経常費他繰入
6 借入金	1	
7 雑収入	732	過年度未収賦課金他
8 維持管理適正化事業	10,800	県土連事業交付金
9 繰越金	1	前年度繰越金
10 繰替運用	25,000	
合計	132,455	

(支出)

科目	予算額	付記
1 事務費	41,289千円	事務費、総代会費
2 事業費	17,580	維持管理適正化事業他
3 負担金	25	県土連負担金他
4 維持管理費	27,871	揚水管理費他
5 償還金及び利子	13,464	畑総事業償還金他
6 繰出金	6,676	職員退職給与引当金他
7 諸費	250	賦課金通知書郵送料他
8 予備費	300	
9 繰替運用	25,000	
合計	132,455	

《令和2年度 決済金特別会計予算》

(収入)

科目	予算額	付記
1 決済金	2,677千円	排水管理費
2 雑収入	12	預金利子
3 繰越金	73,222	前年度繰越金
4 繰替運用	25,000	
合計	100,911	

(支出)

科目	予算額	付記
1 繰出金	5,645千円	一般会計繰出金
2 繰越金	70,266	次年度繰越金
3 繰替運用	25,000	
合計	100,911	

《令和2年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 一般会計繰入金	4,000千円	一般会計より繰入
2 雑収入	7	預金利子
3 繰越金	39,846	前年度繰越金
合 計	43,853	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 退職給与金	1千円	
2 繰越金	43,852	次年度繰越金
合 計	43,853	

《令和2年度 太陽光発電施設管理運用特別会計予算》

(収 入)

科 目	予算額	付 記
1 売電収入	2,200千円	
2 雑収入	1	預金利子
3 繰越金	6,821	前年度繰越金
合 計	9,022	

(支 出)

科 目	予算額	付 記
1 繰出金	3,000千円	電力費に充当
2 繰越金	6,022	次年度繰越金
合 計	9,022	

★令和2年度の組合費について

◇徴収期日

期別	賦課金種別	賦課期日
1期	維持管理費(前期)	令和2年7月1日～7月31日
2期	維持管理費(後期)	令和2年8月1日～8月31日
3期	畑地帯総合整備事業特別賦課金(前期)	令和2年9月1日～9月30日
4期	畑地帯総合整備事業特別賦課金(後期)	令和2年10月1日～11月2日

◇徴収金額(千㎡当たり)

イ	維持管理費	10,600円 (前期5,400円・後期5,200円) ※前年度 10,600円	償還期間
□	畑地帯総合整備事業特別賦課金		
	下北条地区	1,290円 (前期1,290円・後期 0円) ※2,620円	令和2年度まで
	下北条地区(松神暗渠)	1,890円 (前期1,890円・後期 0円) ※3,020円	//
	大栄地区	2,550円 (前期2,550円・後期 0円) ※6,300円	//
	中北条地区	4,110円 (前期2,100円・後期2,010円) ※5,910円	令和4年度まで
	中北条地区(江北暗渠)	5,940円 (前期3,100円・後期2,840円) ※7,740円	//

※下北条地区、下北条地区(松神暗渠)、大栄地区は4期の賦課はありません。また、今年度で償還完了となります。

太陽光発電への取組

●農林水産省 低炭素むらづくりモデル支援事業

(北栄低炭素むらづくり協議会…北栄町・北条砂丘土地改良区)

●テーマ 太陽の恵みをエネルギーとした農産物づくりにより地域の活性化を目指します。

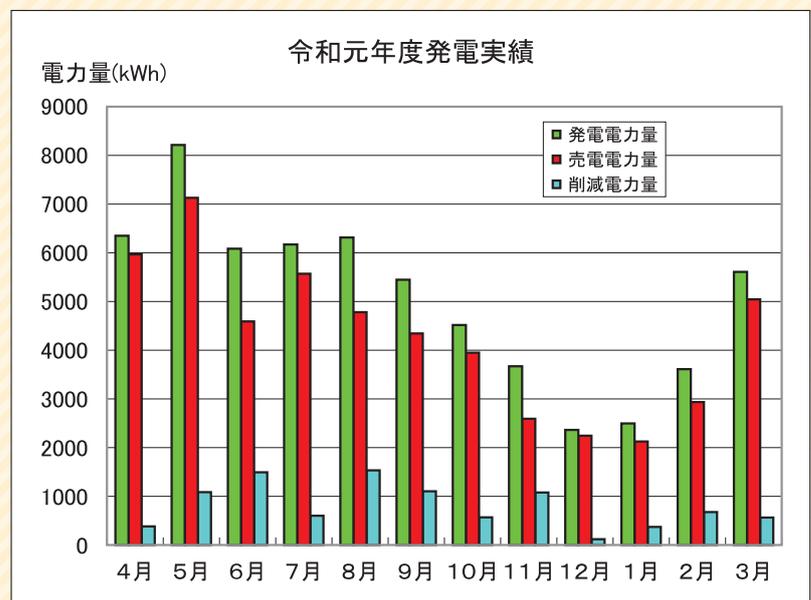
◎令和元年度発電実績

- ・設備容量：54kW(合計6か所)
- ・発電電力量：60,845kWh
- ・売電電力量：51,272kWh
- ※10年間固定買取 48円/kWh
- ・売電収入：2,461,056円
- ・削減電力量：9,573kWh
- ・削減電力費：約190,000円

◎平成23年3月から

令和2年3月末までの実績

- ・総発電電力量：549,816kWh
- ・総売電電力量：463,163kWh
- ・総売電収入：22,231,824円
- ・総削減電力費：約1,730,000円



★地区除外の取扱いについて★

1. 農地転用（地区除外）を計画される場合には、まず土地改良区に御相談ください。
2. 農業振興地域内では、公共事業等に伴う買収以外の農地転用（地区除外）は認められません。
3. 道路、河川用地等の公共事業として用地買収される場合、下表のとおり決済金が必要です。

※ 公共用地買収であっても、地区除外の申請手続と決済金が必要です。地区除外の手続と決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されますので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

（注）

- 1) 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
- 2) 償還金決済金は、国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額償還に充当するものです。

〔令和2年度 地区除外決済金〕

1	維持管理費決済金（千㎡当たり）	124,515円
2	償還金決済金（千㎡当たり）	
	畑地帯総合整備事業	
	中北条地区	4,435円
	中北条地区（江北暗渠）	8,057円

●組合費の全額納付及び特別賦課金の繰上償還について

期別で賦課しております組合費を、1期（7月）で全額納付していただくことができます。御希望の方は、6月12日までに改良区に申し出てください。また、特別賦課金（4ページ 徴収金額の口）を全額繰上償還していただくこともできます。こちらは随時受け付けておりますので、改良区まで申し出てください。（償還額は決済金の2を参照）

●休耕畑の賦課金について

賦課金は、休耕畑についても、従来どおり地積割りで賦課されますので、御理解御協力よろしくお願いたします。

●口座振替及び振込金の領収書について

令和元年度から口座振替及び振込金の方の領収書は発行しておりません、通帳等で御確認ください。※領収書が必要な方は改良区までお知らせください。

●組合費の口座振替（自動引落）について

組合費の口座振替は、ゆうちょ銀行・鳥取中央農協・鳥取銀行・山陰合同銀行で取り扱っております。組合費の納入は、安全で納め忘れの心配もなく、納期ごとに金融機関に出かける手間もはぶける便利な口座振替を是非御利用ください。

口座振替依頼書は上記の金融機関（農協・鳥取銀行のみ）及び北条砂丘土地改良区にあります。

※「ゆうちょ銀行・山陰合同銀行」を利用される場合には、専用の申込書での手続が必要です。

御希望の方は事前に改良区まで連絡をお願いします。

●こんなときは必ず手続をお願いします

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは必ず土地改良区に届け出てください。土地改良法第43条の規定により、組合員には資格得喪の通知義務が課されています。

（組合員資格得喪通知書は改良区にあります。）

1. 組合員が死亡し農地を相続された場合 2. 土地の売買・譲渡 3. 住所や氏名の変更

4. 農業者経営移譲年金を受給

※農地を相続・取得された場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐことになります。

このため、賦課金の滞納金がある場合は、相続・取得された方にそのまま引き継がれますので御注意ください。

●賦課金の期限内納入のお願い

北条砂丘土地改良区賦課金は、期限内に納入されるように御協力をお願いします。賦課金を期限内に納入されない組合員に対して、滞納処分的前提となる督促状を送付します。督促状には100円の督促手数料が加算されます。また、年初めに、未納のある組合員に送付する「納付催告」には年14.6%の延滞金が増加されますので御注意ください。

●滞納処分について

組合費の支払が滞っている場合には『滞納』となります。組合費を滞納した場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため、土地改良法第39条により滞納処分の法的手続をとり、財産を差し押さえることがありますので、御注意ください。

原則として、財産の差押えを行うにあたり、事前予告や本人の同意は必要としません。

法律では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」はいつでも財産を差し押さえることができるとされています。令和元年度は、5件の滞納処分を行いました。

今年度も滞納処分を行う予定ですので、未納の場合は速やかに金融機関などで納付してください。

メールマガジン（メルマガ）の登録をお願いします

悪天候のために散水を中止したり、強風のために飛砂防止散水に切り替えたりした時に、一刻でも早く組合員の皆様にお知らせするために、メルマガの配信を行っております。

※昨年の広報でお知らせしたメルマガは廃刊となっております。

- ①登録は、右のQRコードからメールを送信してください。件名は変更しないでください。
QRコードが読み取れない場合は、『hojosakyu@gmail.com』あてにメールを送信してください。
件名には必ず『メルマガ配信希望』と記入してください。
件名が違ったり空白の場合は、受付ができませんので御注意ください。
- ②2営業日以内に、『グループ「水土里ネット北条砂丘NEWS」に追加されました』という件名のメールが届けば登録完了です。



2日程度お待ちいただいてもメールが届かない場合

登録完了のメールは『hsakyu+noreply@googlegroups.com』というアドレスから届きます。
また、通常のメルマガは『hojosakyu@gmail.com』というアドレスから届きます。
メールが届かない場合は、メールフィルターの設定を確認してから登録をお願いします。
メールフィルターに関しては、改良区では確認や設定はできませんので、御自身で設定の確認をお願いします。

登録ができない場合は、事前に電話0858-36-2004まで御連絡いただき、メルマガの配信を希望される携帯電話やスマートフォンをお持ちのうえ、改良区事務所までお越しください。その場で確認して登録のお手伝いをさせていただきます。

ただし、Eメールが送受信でき、メールフィルターが設定されていない端末に限ります。

新型コロナウイルス感染防止対策を強化しています

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大しています。
当改良区としましては、4月より感染防止策を講じております。

職員につきましては、出勤時の検温や事務所建物内でのマスクの着用、手洗い又は手指消毒を徹底し、職員間も一定の距離を取るために、事務機のレイアウトを変更しました。

来訪者に対しましては、右の写真のように事務所外で対応することとし、飛沫感染を防ぐために遮蔽板を設置しました。



バルブ交換の依頼や散水時間の確認等、電話で可能な御用件につきましては、極力来所を避けていただきますようお願いいたします。

資材の販売等、やむを得ない場合は対応しますが、なるべくマスクを着用のうえ来所をお願いします。

万一職員に感染者が発生した場合には、最短でも2週間程度の散水中止を余儀なくされます。

組合員の皆様には大変御不便をおかけしますが、来訪者と職員の健康と安全、及び事業の継続を守るため、御理解と御協力をお願いします。

この対策の期限は、新型コロナウイルス感染症の治療薬やワクチンが開発され、広く一般に出回るまでとします。

感染拡大の状況は日々刻々と変化しております。

この広報誌が組合員の皆様のお手元に届くころには、状況が変わっていると思われまますので、今後の感染防止対策につきましては、改良区のホームページやメルマガで随時お知らせします。

職員の採用について

令和元年10月1日付で、村中潤也（技師）を正規採用しました。今後ともよろしく申し上げます。